

もくじ

**特集** 自分らしく暮らすために ..... 3

くらしの窓 ..... 6  
軽自動車の廃車手続き/物価高騰重点支援臨時給付金 他

**健康・福祉** ..... 9  
新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ 他

子育て ..... 13  
お子さんと通学路を歩いてみましょう 他

スポーツ ..... 15  
スポーツ教室受講者募集 他

芸術・文化 ..... 16  
第41回さくら茶会/美術館招待券 他

**情報アラカルト** ..... 17  
お花見シーズンの交通規制/第81回尾道みなと祭 他

相談 ..... 30

カメラさんぽ ..... 32

人の動き [令和6年1月31日現在] ※( )内は前月比。



今月の納期限	国民健康保険料⑨ 介護保険料⑨
4/1(月)	後期高齢者医療保険料⑨

## 今月の表紙



令和5年12月16日(土)に「まちなか福祉まつり2023 in おのみち」が開催され、市内福祉事業所で作成された作品の展示、手話、点字などの体験イベントや演奏会が行われました。表紙は、スペシャルオリンピックス日本・広島 尾道支部フラダンスチーム ポエラニ尾道の皆さんのフラダンスの様子です。その他にも、和太鼓やハーモニカ、バンド演奏などで会場は盛り上がりしました。

尾道市役所 0848-38-9111	百島支所 0848-73-2701
因島総合支所 0845-22-1311	浦崎支所 0848-73-2001
御調支所 0848-76-2111	消防局 0848-55-9120
向島支所 0848-44-0110	尾道市立市民病院 0848-47-1155
瀬戸田支所 0845-27-2211	公立みつぎ総合病院 0848-76-1111

## トピックス—Topics—

### ディスカバー農山漁村の宝選定証授与式

株式会社Staple(小林亮大取締役)の「カンキツスタンドオレンジ」が、中国四国農政局「ディスカバー農山漁村の宝」(ビジネス・イノベーション部門)に選定されました。

生産者の高齢化、柑橘加工品の販売先確保等の課題解決や所得向上に取り組んでいる団体として評価されました。

JR尾道駅1階にジューススタンドを開業、瀬戸田を中心に瀬戸内しまなみ海道沿線の農家より直接仕入れ、20種類以上の柑橘ジュースを販売しています。東京や広島市のイベントにも出店し、瀬戸田の柑橘をPRしています。

小林取締役は、「加工品など新しい商品開発も、農家と手をとりあって柑橘の美味しさや楽しさを伝えていきたいです」と話していました。



### 市長表敬訪問



### 第57回全日本社会人卓球選手権大会出場(女子ダブルス 優勝)

(令和5年10月27~29日 = 青森県青森市)  
東川陽菜さん(株式会社エクセディ所属)

### JOCジュニアオリンピックカップ文部科学大臣旗未来くん杯 第18回全国中学生空手道選抜大会出場

(3月29~31日 = 京都府亀岡市)  
青垣希奈さん(長江中学校)

### 令和5年度スポーツ庁長官賞争奪日本生命杯 第3回全日本少年少女空手道選抜大会出場

(2月17~18日 = 北海道函館市)  
島谷朋弥さん(山波小学校)  
島谷美里さん(山波小学校)



### 文部科学大臣杯第15回全日本少年春季軟式野球大会 ENEOSTーナメント出場(3月23~28日 = 静岡県静岡市)



### 精華クラブ

選手 渡邊琉樹斗さん(吉和中学校) 選手 檀上颯利さん(浦崎中学校)  
選手 杉田暁一さん(日比崎中学校) 選手 仲西悠都さん(日比崎中学校)  
選手 岩崎健太さん(久保中学校) 選手 新屋快音さん(高西中学校)



## 自分らしく暮らすために ~「知るこゝと」から始めよう~



### ●生涯ともに支えあい、自分らしく暮らせるまち おのみちをめざして

尾道市では障害のある人が家庭や地域で本人が望む生活ができる社会をつくることや多様な人々が対等に関わりあいながら地域で共生するという考えのもと、さまざまな施策や事業を展開し、障害のあるなしに関わらず、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

☎社会福祉課 (☎0848-38-9124)

### 「障害」ってなんだろう?

障害とは、心や身体に、何らかの原因(生まれつきの原因、または病気やけがなど)があり、本来の機能を果たすことができないことや状態です。

障害には、身体障害・知的障害・精神障害など、様々な種別があり、日常生活や社会生活を送るうえで様々なハンディ(障壁)があります。見た目では分からない障害もあり、障害の正しい理解がされていないために、生活に支障をきたす場合もあります。

尾道市地域自立支援協議会では、10種類の障害特性や特性に応じた必要な配慮についてまとめたパンフレットを作成しています。

障害について正しく理解することで、障害のある人もない人も安心して暮らせる社会を考えていきましょう。



◀障害の理解啓発パンフレット



▲市HP



### 「合理的配慮」について知っていますか?

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」は、国や自治体、民間事業者などに対し、障害のある人への不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、**障害のある人の意見を聞いて困りごとに対して負担が重すぎない範囲でバリア(障壁)を解消する「合理的配慮」の提供を求めた法律です。**令和6年4月から「改正障害者差別解消法」が施行され、企業や店舗などの民間事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます。

### 【合理的配慮の具体例】

- ①「物理的環境への配慮」としては、車いす利用者への簡易スロープを貸し出したり、手の届かない場所に陳列してある商品を店員が取って渡すことがあります。
- ②「意思疎通の配慮」としては、耳の聞こえない人へ筆談や手話を使用して、情報を伝えることがあります。



その他、詳しくは、内閣府のリーフレットをご覧ください、地域の皆さんもどのような取り組みができるか、一緒に考えていきましょう。

参考

#### ●内閣府「合理的配慮」を知っていますか?

HP [https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai\\_leaflet.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet.html)

#### ●内閣府 障害者差別解消法が変わります!

HP [https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai\\_leaflet-r05.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html)

